

# 重要事項説明書（居宅療養管理指導）

〈別紙〉

## 1. 施設の名称

事業者の名称	阿知須共立病院
事業所所在地	山口県山口市阿知須4841番地1
法人種別	医療法人 協愛会
代表者の氏名	三好 正規
電話番号	0836-65-2200
ファクシミリ番号	0836-65-4436
介護保険指定番号	3510313053

## 2. 当施設であわせて実施する事業

施設の種類		山口県知事の事業所指定		利用者定員
		指定年月日	指定番号	
居宅	訪問看護	平成27年2月1日	3510313053	-
	介護予防訪問看護	平成27年2月1日	3510313053	-
	訪問リハビリテーション	平成27年2月1日	3510313053	-
	介護予防訪問リハビリテーション	平成27年2月1日	3510313053	-
	居宅療養管理指導	平成27年2月1日	3510313053	-
居宅介護支援事業		平成12年4月1日	3517610261	-

## 3. 当施設の目的と運営の方針

- ・施設の目的 要支援・要介護状態にあり、通院が困難な利用者に対し、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導・助言等を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。
- ・運営の方針 (1)介護サービス提供にあたり、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう適切に管理指導を行います。  
(2)利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。  
(3)地域や家族との連携を重視した運営に心掛けるとともに、関係市町村をはじめ、他の保健医療・福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めます。

## 4. 営業日及び営業時間

- (1)営業日は、月曜日から～土曜日までとする。但し、祝日、第5土曜日、12/30～1/3、8/15・8/16を除く
- (2)営業時間は、8:30～17:30とする。(土曜日は8:30～12:30)

## 5. 通常の事業の実施地域

山口市南部地域の一部(秋穂二島、嘉川、佐山の各地区、秋穂、阿知須の各地区)  
宇部市の一部(東岐波、西岐波)

## 6. 勤務体制

従業者の職種	員数	専 従	非専従	常勤換算	勤務時間	休 暇
医師	法定に定める数以上				月～土 8:30～17:30 土曜日は12:30まで	日曜、祝日、第5土曜日、 12/30～1/3、8/15・8/16
薬剤師	5	4	1	4.7	月～土 8:30～17:30 土曜日は12:30まで	日曜、祝日、第5土曜日、 12/30～1/3、8/15・8/16
管理栄養士	4	4	0	4.0	月～土 8:30～17:30 土曜日は12:30まで	日曜、祝日、第5土曜日、 12/30～1/3、8/15・8/16

## 7. サービス内容

- (1) 継続的な医学的管理
- (2) 居宅サービス計画等の策定等に必要の情報提供(利用者同意のもと)
- (3) 居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導および助言
- (4) 投薬についての指導・管理(薬剤師による)
- (5) 栄養ケア計画の作成および進捗状況の定期的評価、栄養状態の定期的管理(管理栄養士による)

## 8. 要望及び苦情等の相談

- (1) 要望や苦情については、事務部 サービスセンターにて受け付けます。  
要望・苦情相談窓口 サービスセンター 岡島、池内  
電話 0836-65-2200
- (2) 管理者に直接お申し出になりたい場合には、「ご意見箱」をご利用ください。  
ご意見箱設置箇所 1階 外来内科待合  
3階・4階・5階 食堂
- (3) 行政機関その他苦情相談窓口

山口市 健康福祉部 介護保険課	所在地:山口市亀山町2-1 電話番号:083-934-2795
宇部市 健康福祉部 介護保険課	所在地:宇部市常盤町1-7-1 電話番号:0836-34-8296
山口県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談専用	所在地:山口市朝田1980-7 電話番号:083-995-1010

## 9. ご利用料金

### (1) 基本サービス費

#### ① 医師の訪問 (月2回限度)

##### (介護予防)居宅療養管理指導費(I)

- イ) 単一建物居住者1人に対して行う場合 515円
- ロ) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 487円
- ハ) イ)及びロ)以外の場合 446円

##### (介護予防)居宅療養管理指導費(II)

- イ) 単一建物居住者1人に対して行う場合 299円
- ロ) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 287円
- ハ) イ)及びロ)以外の場合 260円

#### ② 薬剤師の訪問(月2回限度)

- イ) 単一建物居住者1人に対して行う場合 566円
- ロ) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 417円
- ハ) イ)及びロ)以外の場合 380円

\* 特別な薬剤を投与する場合 上記+100円

#### ③ 管理栄養士の訪問(月2回限度)

- イ) 単一建物居住者1人に対して行う場合 545円
- ロ) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 487円
- ハ) イ)及びロ)以外の場合 444円

### \* 負担割合について

負担割合1割の金額を表示していますので、負担割合による負担金額に読み替えます

### \* 単一建物居住者について

居住する建築物に居住する者のうち、同一月に指導を行う場合の利用者

(2)その他の費用

- ①キャンセル料(当日迎えに伺うまでに当施設へ連絡のない場合) 500円
- ②交通費(通常の事業の実施地域以外の地域の方にサービス提供を行った場合)
  - ・事業所から自宅までの距離が、片道20km未満は、利用1回につき 250円
  - ・事業所から自宅までの距離が、片道20km以上は、利用1回につき 500円

2025/6/1